

# 合同会社bethyle

## 訪問看護すてっぷ 感染症予防指針

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 本事業所は、利用者およびその家族、ならびに従業員の安全を確保し、質の高い訪問看護サービスを継続的に提供することを目的として、本指針を定める。標準予防策(スタンダード・プリコーション)を基本とし、全職員が感染症に関する正しい知識を持って行動するものとする。

### 第2章 感染症対策の体制

#### (感染対策委員会の設置)

第2条 本事業所は、感染症対策の体制整備として感染対策委員会を設置する。委員会は定期的に開催し(他の会議との併用可)、次の事項を協議する。責任者は管理者とする。

- (1) 感染症予防指針の整備に関する事
- (2) 職員研修の内容に関する事
- (3) 感染症発生時の報告体制の整備に関する事
- (4) 職員の健康管理に関する事

#### (指針の周知)

第3条 本指針は、全職員がいつでも閲覧できるように適切に管理し、周知徹底を図るものとする。

### 第3章 日常的な感染予防策(標準予防策)

#### (手指衛生)

第4条 職員は、訪問前後、ケアの前後、汚染物に触れた後など、必要に応じて適切な手洗いおよび手指消毒を実施しなければならない。

#### (個人防護具の使用)

第5条 職員は、ケアの内容に応じ、手袋、マスク、エプロン、ゴーグル等の個人防護具(PPE)を適切に選択し、装着するものとする。

#### (器材および環境整備)

第6条 使用した器具(聴診器、体温計等)は適切に洗浄・消毒を行う。また、ケアを行う環境の清潔保持に努めるものとする。

### 第4章 感染症発生時の対応

#### (報告および連絡体制)

第7条 職員または利用者に感染症(またはその疑い)が発生した場合、速やかに管理者に報告するものとする。2 管理者は、報告を受けた場合、必要に応じて以下の関係機関へ連絡・相談を行う。

- (1) 主治医
- (2) 保健所および市町村
- (3) 連携しているケアマネジャー

#### (拡大防止策)

第8条 感染症発生時は、感染経路(接触感染、飛沫感染、空気感染)に応じた対策を直ちに強化し、感染拡大の防

止に努めるものとする。

## 第5章 職員の健康管理および教育

(健康管理)

第9条 事業所は、職員に対して年1回(必要に応じて2回)の定期健康診断を実施する。

2 インフルエンザ、麻疹、風疹、肝炎等の予防接種を推奨する。

3 職員に発熱、下痢、発疹等の症状がある場合は、出勤停止基準に基づき適切に対応するものとする。

(教育および研修)

第10条 全職員を対象とした感染対策研修を年2回以上実施する。また、感染症疑いの利用者への訪問手順等のシミュレーション(実技指導)を適宜行うものとする。

## 第6章 廃棄物の処理

(医療廃棄物)

第11条 鋭利な物(針など)の廃棄容器を適切に設置し、関係法令に基づいた適切な処理を行うものとする。

附則

本指針は、2026年4月1日より施行する。